

突然消えた 「営業掲示第100号」

Part 3

何故、突然、営業掲示第100号が消えたのか？

それは何故、会社にとって都合が悪かったのでしょうか！？

予備月の乗務員の勤務発表は、2019年12月以前は、前月25日時点では休日のみの発表でした。しかし、「年休裁判」の成果により、2020年1月からは、ほとんど（一部空白勤務も指定）予備月の勤務も発表されるようになりました。

これまでA予備、B予備、C予備、D予備、1予備、2予備、4予備を総称して「出勤予備」と会社は使っていました。

ところが、会社は裁判で「空白勤務指定」は、全て「出勤予備」であると主張したのです。

そして、しきりに会社が予備月を空白で発表していた言い訳を、労基則第26条の予備の勤務に就くもの＝「出勤予備」と混同する言い回しをしてきました。

また、会社は「出勤予備」の出面は5名と言っていました。しかし、予備月の乗務員の空白の総数がたったの5つのはずもなく、苦肉の策としてこれまでの「出勤予備」を「確保予備」にすり替えたのです。

そして全職場で統一しようと画策したのが、現場の営業科まで浸透しておらず、無自覚に「出勤予備」と内容を入れた「営業掲示第100号」を掲示することになったというカラクリでした。

姑息にもコッソリ「営業掲示第102号」にすり替えちゃたんでしょね！？

Don't Lie !!